

【 特別養護老人ホーム あしたば 運営規程 】

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湘光会が設置運営する特別養護老人ホームあしたば（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

- 第2条 本事業は、介護保険法、老人福祉法及び関係諸法令に基づき、入居者個々の意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるよう適切な介護サービスを提供するものとする。
- 2 本事業は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(運営の方針)

第3条 本事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 本事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム あしたば
- (2) 所在地 神奈川県平塚市真田二丁目7番21

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1人以上
入居者の健康管理等に関すること
- (3) 生活相談員 2人以上
入居者の生活相談、処遇の企画、実施等を行う。
- (4) 介護職員 38人以上
(ユニット毎に常勤のユニットリーダーを1名配置)
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (5) 看護職員 5人以上
入居者の保健衛生並びに看護業務を行う。

(6) 管理栄養士 1人以上

食事の献立作成、栄養計算、入居者に対する栄養指導を行う。

(7) 機能訓練指導員 1人以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

(8) 介護支援専門員 2人以上

施設サービス計画の作成等を行う。

(9) 事務職員 2人以上

必要な事務を行う。

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(入居定員、ユニットの数及びユニット毎の入居定員)

第6条 施設の入居定員は104名とし、ユニットの数及びユニット毎の入居定員は次の通りとする。なお、居室はユニット型個室とする。

(1) ユニットの数 11ユニット

(2) ユニット毎の入居定員 1ユニット(10名)×5、1ユニット(9名)×6

(3) 特別養護老人ホームあしたばに空床がある場合には、その定員の範囲内で(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供します。

(定員の遵守)

第7条 事業者は、ユニット毎の入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない場合事情がある場合は、この限りではない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 本事業は、サービス提供の開始に際して、入居申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退居)

第9条 常時介護を必要とし、かつ居宅において常時介護を受けることが困難な方に対して、サービスを提供する。

2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

3 入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や保健施設等を紹介する等の措置を速やかに講じる。

4 入居者の入居申し込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が居宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討にあたっては、職員間で協議する。

6 居宅での日常生活が可能と認められる入居者に対して、本人及びその家族の要望、退居後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退居のための援助を行う。

7 入居者の退所に際して、居宅介護支援事業所に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(施設サービス計画の作成)

第10条 本事業の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たり、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自律した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

3 介護支援専門員は、入居者又はその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画の原案を作成する。

4 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者又はその家族に対して説明し、同意を得る。

5 介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、入居者について解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

6 第2項から第4項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(サービス取り扱いの方針)

第11条 入居者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行う。

2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 従業者は、サービスの提供にあたって、入居者またはその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。

4 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(身体拘束に関する取り組み)

第12条 入居者本人または他の入居者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

なお、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化を図る指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(介護等)

第13条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

- (1) 入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うための適切な支援。
- (2) 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供（止むを得ない場合は清拭）。
- (3) 排泄の自立についての必要な支援。
- (4) おむつ使用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え。
- (5) 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援。
- (6) 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制の整備。

(食事の提供)

第14条 食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立により、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に実施するものとする。

- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うとともに、入居者がその心身の状況に応じて、できる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 3 予定献立は概ね一週間程度の単位で作成し共同生活室に提示する。
- 4 疾病等を有する者には、医師の指示によりその症状に適した献立及び調理により食事を提供する。
- 5 食事の提供は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事が摂れるよう支援し、共同生活室で食事を摂ることができない入居者にあっては、居室に配膳し必要な食事補助を行うものとする。
- 6 検食は原則として食事の前か遅くとも同時に実施するものとし、実施に関して必要な事項は管理者が別に定める。
- 7 調理業務に従事する職員にあっては、特に身の清潔に留意するとともに月1回以上の検便を受けなければならない。
- 8 調理室、食品貯蔵庫及び調理員専用便所等は関係者以外の立ち入りを規制し、常に清潔にしておかなければならない。

(相談及び援助)

第15条 生活相談員は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに入居者の社会生活に必要な支援を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第16条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためにレクリエーションの機会を設け

る。

2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者またはその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。

3 常に入居者の家族との連携をはかり、入居者と家族の交流等の機会を確保する。

(機能訓練)

第 17 条 入居者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うよう努める。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第 18 条 入居者が医療機関に入院する必要があるとき、入院後概ね 3 ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居できるようにするものとする。

(利用料等)

第 19 条 施設の利用料金の詳細は別紙の通り、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスに係る費用として利用料の 1 割又は 2 割、3 割相当分（法定費用）と居室および食事代、その他の費用の合計額とする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、予め入居者に対し説明を行い入居者の同意を得るものとする。

また、通常必要となる費用で入居者が負担することが適当であると認められる費用については、すべて自己負担であり、入居者及びその家族の同意の上で徴収する。（実費）

（例）電化製品の電気代、理美容代、嗜好品、重要書類管理費等

2 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、口座振替、振込入金、現金支払によって指定期日までに受けるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 20 条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付する。

(外出及び外泊)

第 21 条 入居者は、外出又は外泊しようとするときは、外出届又は外泊届に所要事項を記入し、施設長に届け出るものとする。

(健康保持)

第 22 条 入居者は、常時自ら健康保持に努めることとし、施設で行う健康診断は正当な理由がない限り拒否してはならない。

(衛生保持)

第 23 条 入居者は、常に居室を清潔に整理、整頓して良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設の建物内外の清掃、除草等の環境整備には積極的に協力することとする。

2 施設は感染症の発生又はそのまん延防止をするために、次に掲げる必要な措置を講ずるものとする。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、3月に1回以上定期的に開催する。

(2) 感染に関わる研修を年に2回以上開催するとともに、新規採用時にも実施する。

(3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針及びマニュアルを整備する。

(禁止行為)

第 24 条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

(1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、または、自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

(2) 喧嘩、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。

(3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

(4) 指定した場所以外で火気を用いること。

(5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第 25 条 立地条件と非常災害を想定しそれに対する万全の計画を構築する。

非常災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講ずる。又、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り避難訓練を行う。

(受給資格の確認)

第 26 条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退居記録の記載)

第 27 条 入居に際して、入居年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。又、退居に際しては、退居年月日を被保険者証に記載する。

(その他施設の利用に当たっての留意事項)

第 28 条 施設の利用にあたり、次の留意事項を定める。

(1) 来訪者

来訪者は、その都度来訪者名簿に記入し届け出るものとする。

(2) 身上変更の届出

入居者は、入居後身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

(3) 融和と信頼

入居者は、相互に親睦と信頼を深め、よき隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動がないように努めるものとする。

(4) 居室内の工作

入居者は、施設長の承認を得ずに、居室の形状を変更するような工作を加えてはならない。

(5) 動物飼育の禁止

入居者は、原則として居室又は敷地内において、動物等の飼育をしてはならない。

(6) 損害賠償

入居者は、故意又は重大な過失によって、建物、設備、及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、又は現状に回復しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第 29 条 入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定める。

2 従業者によってサービスを提供する。但し、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 経験に応じた研修 随時

(健康管理)

第 30 条 医師及び看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる。

(衛生管理)

第 31 条 設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品・医療用具の管理を適切に行う。

(協力病院)

第 32 条 入院治療を必要とする入居者のために協力医療機関を定める。又、協力歯科医院を定める。

協力医療機関：国家公務員共済組合連合会 平塚共済病院（平塚市追分 9-11）

協力歯科医院：医療法人サークル サークル歯科（秦野市鶴巻南 2-44-10）

(緊急時における対応方法)

第 33 条 現に施設サービスを行っているときに入居者の病状に急変が生じた場合に備え、配置医による対応、その他必要な場合は、速やかに主治医又は予め施設が定めた協力医

療機関への連絡を行う等対応策を定めて行う。

(掲 示)

第 34 条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第 35 条 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 施設は、居宅介護支援事業所等に入居者及びその家族の個人情報等の秘密事項を提供する場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約とする。

(苦情処理)

第 36 条 施設は、施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について入居者に報告するものとする。

2 前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 施設は、入居者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力し、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

4 施設は、苦情を申立てた入居者に対していかなる差別的な取扱いも行ってはならない。

(地域等との連携)

第 37 条 本事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

(記録の整備)

第 38 条 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 入居者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結する日から5年間保存する。

(利益供与の禁止)

第 39 条 居宅介護事業者又はその従業者に対し特定の事業者によるサービスの利用をさせることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(広 告)

第 40 条 本事業について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものにはしない。

(事故発生時の対応)

第 41 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の実施
- 2 施設は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び当該入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 施設は、前項において賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。本事業を提供したことにより事故が発生した場合は、入居者の家族及び関係機関等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第 42 条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他)

第 43 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人湘光会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

2019 年 6 月 1 日改定

2021 年 1 月 1 日改定

2023 年 12 月 1 日改定

2024 年 4 月 1 日改定